



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月3日火曜日 第84号

◇ 目 次 ◇ 告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....（水産課）... 124
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 124

教育委員会告示

令和2年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項.....（高校教育課）... 124
令和2年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項.....（特別支援教育課）... 125

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則及び職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 127

人事委員会公告

令和2年度愛媛県職員採用候補者（上級）[行政事務B]試験公告.....（人事委員会事務局）... 129

告 示

○愛媛県告示第191号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年3月3日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年3月3日から16日まで

○愛媛県告示第192号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年3月3日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年3月3日から16日まで

○愛媛県告示第193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和2年3月3日

愛媛県知事 中村時広

和口1

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
南宇和郡愛南町	御荘和口	2484番	1号、11号、12号、13号
		2433番	3号、4号、5号
		2437番	2号、6号
		2438番	7号、8号、9号、10号

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

令和2年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項を次のとおり定める。

令和2年3月3日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

令和2年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧されていることに鑑み、これに対処するため、令和2年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

(1) 高等学校長は、当該県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、一般入学者選抜の学力検査等（令和2年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項（令和元年10月愛媛県教育委員会告示第3号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第3の5に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

(2) 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科

の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等（入学者選抜実施要項第3の3(1)アに規定する中学校等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。（3）において同じ。）、令和2年3月16日（月）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (2) 県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあつては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 高等学校長は、追検査受検願の提出があつた場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

- (1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和2年3月16日（月）午後4時までに教育長に報告するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第3の5(1)から(3)までの規定を準用する。

6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和2年 3月24日（火）	9：00～9：15	点呼、受検上の注意
	9：20～10：05	国 語
	10：15～10：40	国 語（作文）
	10：50～11：40	理 科
	11：50～12：40	社 会
	12：40～13：25	（昼 食）
	13：30～14：20	数 学
	14：30～15：30	英 語
令和2年 3月25日（水） （予備日）	15：40～	面 接 （工業に関するデザイン科 にあつては、実技テスト （30分）終了後に面接）
	9：00～9：15	点呼、受検上の注意
	9：20～	面接・実技テスト

注 追検査受検者が多い場合は、面接・実技テストを予備日（3月25日（水））に実施することがある。

7 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

8 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した高等学校にあつては、入学

者選抜実施要項第3の7及び第4の8の規定に関わらず、令和2年3月26日（木）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

9 学力検査の得点等の口頭による開示請求

学力検査の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した高等学校にあつては、入学者選抜実施要項第3の8の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和2年3月27日（金）から1月間とする。

10 定時制の課程の第2次募集

定時制の課程の第2次募集は、追検査を実施した高等学校があつた場合は、第2次募集を行う全ての高等学校において、入学者選抜実施要項第5の規定を準用する。この場合において、同項中「3月11日（水）及び12日（木）」とあるのは「3月11日（水）、12日（木）、24日（火）及び25日（水）」と、「3月18日（水）」とあるのは「3月26日（木）」と、「3月19日（木）」とあるのは「3月27日（金）」と、「同月25日（水）」とあるのは「同月31日（火）」と、「3月30日（月）」とあるのは「4月3日（金）」と、「3月31日（火）」とあるのは「4月6日（月）」と読み替えるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第3号

令和2年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

令和2年3月3日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

令和2年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧されていることに鑑み、これに対処するため、令和2年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 本科入学者選抜

(1) 追検査の実施

ア 特別支援学校長は、当該県立特別支援学校高等部本科（普通科を除く。以下同じ。）に係る入学者選抜の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等（令和2年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（令和元年10月愛媛県教育委員会告示第5号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第2の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下2において同じ。）を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 本科入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染

症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学部等（入学者選抜実施要項第2の1(1)アに規定する中学部等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合は、直接。2(2)ウにおいて同じ。）、令和2年3月11日（水）正午までに志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

イ 県立特別支援学校高等部本科に係る入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学部等校長の証明を受けなければならない。ただし、中学部等校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 特別支援学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

(3) 特別支援学校長の報告

ア 特別支援学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和2年3月11日（水）午後4時までに教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別支援学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

(4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第2の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。

(5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和2年3月20日（金）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(6) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の6の規定に関わらず、令和2年3月27日（金）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

(8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の7の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和2年3月27日（金）から1月間とする。

3 専攻科入学者選抜

(1) 追検査の実施

ア 松山盲学校長は、当該高等部専攻科に係る入学者選抜の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等（入学者選抜実施要項第3の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下3において同じ。）を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追

査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 専攻科入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の高等部等（入学者選抜実施要項第3の1(1)アに規定する高等部等をいう。以下同じ。）の校長（以下「高等部等校長」という。）を経て、（在籍及び出身の高等部等のない場合は、直接。3(2)ウにおいて同じ。）、令和2年3月11日（水）正午までに松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 松山盲学校高等部専攻科に係る入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、高等部等校長の証明を受けなければならない。ただし、高等部等校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 松山盲学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、高等部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

(3) 松山盲学校長の報告

ア 松山盲学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和2年3月11日（水）午後4時までに教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、松山盲学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

(4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第3の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。

(5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和2年3月20日（金）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(6) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した場合は、入学者選抜実施要項第3の6の規定に関わらず、令和2年3月27日（金）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

(8) 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学者選抜の追検査の場合に準ずる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 2 26

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則及び職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月3日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則及び職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則2 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)~(5) 省略 (6) 任用規則第6条の採用に係る選考(行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職及び技能労務職群の職並びに同条第4号及び第6号に規定する職に係るものに限る。)に関する事。 (7)~(27) 省略	(委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)~(5) 省略 (6) 任用規則第6条の採用に係る選考(行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職及び技能労務職群の職 _____に係るものに限る。)に関する事。 (7)~(27) 省略

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第2条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(選考により採用する職) 第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。 (1)~(3) 省略 (4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職</u> (5) 省略 (6) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第10条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職</u> (7) 省略 (8) 省略 (選考の実施) 第22条 省略 2 任命権者は、 <u>選考の請求をする場合には、補充しようとする職に採用しようとし、又は昇任させようとする者1人につき少なくとも3人の選考候補者を選び、人事委員会に提出しなければならない。ただし、特別の理由により選考候補者が3人に満たない場合は、この限りでない。</u> 3 省略 (選考の委任)	(選考により採用する職) 第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。 (1)~(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (選考の実施) 第22条 省略 2 任命権者は <u>選考の</u> 請求をする場合には、 <u>欠員を生じた職に採用又は昇任せん</u> とする者1人につき <u>くとも</u> 3人の選考候補者を選び、人事委員会に提出しなければならない。ただし <u>特別の</u> 理由により選考候補者が3人に <u>みたない</u> 場合は、この限りでない。 3 省略 (選考の委任)

第25条 第6条第8号に規定する職へ採用する場合の選考であつて、人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。

別表第7(第6条関係)

選考により採用する職

Table with 1 column and 2 rows. Row 1: 1 法令により次に掲げる資格を必要とする職. (1) 省略. (2) 獣医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師. (3) 省略. (4) 学芸員、海技士、小型船舶操縦士、無線通信士、航空整備士及び職業訓練指導員. Row 2: 2 省略

別表第9(第22条関係)

Table with 2 columns and 3 rows. Row 1: 省略. Row 2: 補充しようとする理由 | 省略. Row 3: 省略

注 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則2-1)第2条第6号に該当する場合は、宛先を人事委員会事務局長とすること。

第25条 第6条第6号に規定する職へ採用する場合の選考であつて、人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。

別表第7(第6条関係)

選考により採用する職

Table with 1 column and 2 rows. Row 1: 1 法令により次に掲げる資格を必要とする職. (1) 省略. (2) 獣医師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師. (3) 省略. (4) 学芸員、海技士、小型船舶操縦士、無線通信士及び航空整備士. Row 2: 2 省略

別表第9(第22条関係)

Table with 2 columns and 3 rows. Row 1: 省略. Row 2: 欠員を生じた理由 | 省略. Row 3: 省略

注 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則2-1)第2条第6号に該当する場合は、あて先を人事委員会事務局長とすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則等の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則2-25)の一部を次のように改正する。
第1条の表を次のように改める。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: (委任事務) 第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。 (1)-(5) 省略. (6) 任用規則第6条の採用に係る選考(行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職及び技能労務職群の職並びに同条第4号、第6号及び第8号に規定する職に係るものに限る。)に関すること。 (7)-(27) 省略

第4条の表を次のように改める。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 一般職員 職員(会計年度任用職員を除く。)のうちから警察官を除いた他の職員をいう。 (2)・(3) 省略 (選考により採用する職)

第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。

(1)～(7) 省略

(8) 会計年度任用の職

(9) 省略

(特に選考により採用又は昇任できる者)

第9条 第7条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものと人事委員会が認める場合は、第24条第1項に規定する選考の基準にかかわらず、職員を直近上位の職若しくは階級又はその上位の職若しくは階級に、人事委員会の選考を得て特に昇任させることができる。

(1)～(4) 省略

(選考の基準)

第24条 省略

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用の職へ採用する場合の選考の基準は、同項第1号に定めるとおりとする。

(選考の委任)

第25条 第6条第8号に規定する職へ採用する場合の選考及び同条第9号に規定する職へ採用する場合の選考であつて人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。

第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(特に選考により採用又は昇任できる者)

第9条 第7条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものと人事委員会が認める場合は、第24条に規定する選考の基準にかかわらず、職員を直近上位の職若しくは階級又はその上位の職若しくは階級に、人事委員会の選考を得て特に昇任させることができる。

(1)～(4) 省略

(選考の基準)

第24条 省略

(選考の委任)

第25条 第6条第8号に規定する職へ採用する場合の選考であつて、人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

令和2年度愛媛県職員採用候補者(上級)[行政事務B]試験公告

令和2年3月3日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内
電話(089)912-2826
愛媛県職員採用情報ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

Table with 3 columns: 試験区分, 採用予定人員, 職務内容. Row 1: 行政事務B, 15人程度, 知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和3年3月末日までに卒業する見込みの者
(2) 日本の国籍を有する者
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

本試験申込み後は、自己アピール試験登録(提出)がない場合も上級試験のその他の試験区分(「行政事務A」ほか)及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

Table with 5 columns: 区分, 試験日, 試験会場, 合格発表, 備考. Row 1: 第1次試験, 自己アピール試験, 4月2日(木)～4月12日(日)のうち受験者が選択する日, 全国47都道府県に設置されるテストセンターのうち受験者が選択する会場, 5月中旬, 受付期間(3月10日(火)～3月24日(火))内に登録(提出)いただく自己アピール内容による書類選考です。
Row 2: 基礎能力検査(SPI3), 4月2日(木)～4月12日(日)のうち受験者が選択する日, 全国47都道府県に設置されるテストセンターのうち受験者が選択する会場, 5月中旬, 基礎能力検査の受験に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月27日(金)までにお知らせします。

第2次試験	5月下旬から6月上旬に松山市内で実施予定です。	6月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
-------	-------------------------	------	---------------------

第1次試験の基礎能力検査（SPI3）（以下、「SPI3」という。）の各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかにテストセンターの受験登録を行ってください。

なお、テストセンターの受験におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

おって、第1次試験の合格発表の日時は、3月27日（金）までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	基礎能力検査（SPI3）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査及び性格検査を行います。（性格検査は配点なし）
	自己アピール試験	30点	自らの経験や意欲等について、受付期間内に登録（提出）された自己アピール内容により審査します。
第2次試験	口 述 試 験	310点	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 自己アピール試験は、受験申込み完了後、システムのマイページに表示される「自己アピール試験入力フォーム」（以下、「入力フォーム」という。）から、受付期間内に登録（提出）してください。（一旦登録（提出）された自己アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）

(3) 受付期間内に入力フォームの登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SPI3の受験はできません。

(4) 入力フォームの記載内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。

(5) 第1次試験合格者は、SPI3と自己アピール試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SPI3が一定の基準に達しない場合には、自己アピール試験の採点は行いません。

(6) 自己アピール試験の登録内容及び性格検査の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

(7) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(8) 前年度に出題した集団討論の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。（郵送や持参による申込みは受け付けません。）

なお、受付期間は次のとおりです。

令和2年3月10日（火）午前8時30分から3月24日（火）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 SPI3受験ID及び受験番号の通知並びに受験票の交付

- (1) SPI3の受験に必要なID及び本試験の受験番号は、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に電子メールを送信しますので、受信確認後速やかにテストセンターの受験登録を行っていただくとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月27日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和3年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
行政事務B	行政職給料表1級29号給 189,643円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。